

## 九州大学病院ダビンチ手術ライセンス取得のための症例見学実施規程

平成28年度九大規程第2号

制定：平成28年 4月28日

最終改正：令和 元年 9月27日

(令和元年度九大規程第64号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院（以下「病院」という。）において実施する体腔鏡下手術支援システム（ダビンチ）手術ライセンスを取得するための症例見学等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ダビンチ 体腔鏡下手術支援システム
- (2) ダビンチ手術ライセンス ダビンチを使用して手術を行うための資格
- (3) ダビンチ症例見学 ダビンチの販売会社が診療科領域ごとに作成する「ダビンチ手術システム・トレーニングプログラム」に基づき実施する、ダビンチを使用して行う病院における手術の症例見学
- (4) ダビンチ手術ライセンス取得希望者 病院においてダビンチ症例見学を行い、ダビンチ手術ライセンスの取得を希望する者

### (申請)

第3条 ダビンチ症例見学を希望する者（ダビンチ手術ライセンス取得希望者に随行し、見学のみを行う者を含む。）は、1月前までに所定の申請書により病院長に申請しなければならない。

### (許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合、病院の業務に支障がないと認めたときは、ダビンチ症例見学を許可することができる。

- 2 病院長は、前項の許可をしたときは、申請者に所定の許可書を交付する。

### (見学料)

第5条 ダビンチ症例見学を許可されたダビンチ手術ライセンス取得希望者は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学（以下「本学」という。）が指定する口座への振込みにより見学料を納付しなければならない。

- 2 前項の見学料の額は、ダビンチ手術ライセンス取得希望者1人あたり51,000円とする。ただし、病院長が特に認める場合は、見学料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の見学料は、返還しない。ただし、見学者の責に帰すことができない事由によりダビンチ症例見学を実施することができない場合は、この限りでない。

### (遵守事項)

第6条 ダビンチ症例見学を行う者は、本学が定める諸規則を遵守し、本学職員の指示に基づき見学しなければならない。

### (ダビンチ症例見学の許可の取消し)

第7条 病院長は、ダビンチ症例見学を行う者が前条の規定に違反したとき、又は見学を行う者として

ふさわしくない行為をしたときは、ダビンチ症例見学の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第8条 ダビンチ症例見学を行う者は、本人の故意又は過失により施設又は設備等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(証明書)

第9条 病院長は、ダビンチ症例見学を修了したダビンチ手術ライセンス取得希望者に対し、所定の証明書を交付する。

(事務)

第10条 ダビンチ症例見学に関する事務は、病院事務部において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ダビンチ症例見学の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第64号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。